

身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人ほほえみ会
特別養護老人ホーム雅荘

1. 当施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は入居者の生活の自由を制限することであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものであります。当施設では、入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の基準

サービス提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を禁止します。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ・ 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッド体幹四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッド体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイレール）囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する ミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子すテーブルをつける
- ・ 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。（鍵のかかる部屋に閉じ込める）

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

入居者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。例外的に以下の3つの要素の全ての状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

① 切迫性：	入居者本人または他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性：	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性：	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全て

を満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(4) 日常のケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・入居者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ・言葉や応対等で入居者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ・入居者の思いをくみとり、入居者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ・入居者の安全を確保する観点から、入居者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
- ・万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会において検討をします。
- ・「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら入居者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて身体的拘束適正化検討委員会を設置します。ただし、高齢者虐待防止委員会との一体的な運用も可能とします。

① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員への指導・啓発

② 身体的拘束適正化検討委員会の構成員

- ・施設長
 - ・生活相談委員
 - ・介護支援専門員
 - ・看護職員
 - ・介護職員
 - ・その他委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者
- 以上をもって構成し、委員長をこの中から選出します。

3. 身体的拘束適正化検討委員会の開催

- ・委員会は定期的（3ヶ月に1回）に開催し、それ以外の開催は必要に応じ随時開催します。尚、数時間以内に身体拘束を要する場合等、緊急性と生命保持の観点から多職種協働での委員会を開催できない場合があります。その際は、複数職員の意見を盛り込み検討し、その

後、速やかに委員会に報告します。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に関わる全ての職員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、入居者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施します。

- ・介護に関わる全ての職員に対して年2回は実施します。
- ・新規採用時には、必ず本研修を実施します。
- ・本研修の実施内容については記録をし保存することとします。

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

本人又は他の入居者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会と各関係部署の代表が集まり、拘束による入居者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかについて検討・確認します。
- ・要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討を早急に行い実施に努めます。

(2) 本人や家族に対しての説明

- ・**様式1**をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を本人・家族に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族に行っている内容と方向性、本人の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

- ・法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、**様式2**を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人、家族に報告いたします。尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、家族に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

5. 身体拘束等適正化に向けた各職種の責務及び役割

身体拘束廃止に向け各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

6. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束をしないサービスを提供していくためには、施設サービスに関わる職員全体で以下の点に十分議論して共通認識を持つ必要があります。

- ・認知症高齢者であるということや、高齢者は転倒しやすく転倒すれば大けがをするという先入観で安易に身体拘束を実施していないか
- ・サービス提供の中で本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等必要と判断しているか(別の対策や手段はないのか)
- ・マンパワー不足や業務の効率化など、職員側の一方的な都合を理由に安易に身体拘束をしていないか

7. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・本指針は書面として備えおき、入居者又は家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。
- ・当施設では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

附則 本指針は平成30年4月1日より施行します。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

_____様

- 1 あなたの状態が下記の①～③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- ① 入居者（利用者）本人又は他の入居者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の 必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 から 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

施設名 施設長

記録者

<入居者（利用者）・家族の記入欄>

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名

（続柄 ）

